

個人情報ファイル簿

		番号	8
個人情報ファイルの名称	個人住民税システム		
実施機関の名称	日高川町		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務課		
個人情報ファイルの利用目的	申告や給与支払報告書により個人の収入等を記録し、個人町民税の賦課・更正や証明書発行等適正な事務を執行するために利用する。		
記録項目	個人番号、氏名、住所、性別、生年月日、親族・続柄、家族構成、扶養関係、職業・勤務先、収入状況、課税状況、納税状況、障害		
記録範囲	所得税確定申告者、住民税申告者、給与支払報告書で報告された者、公的年金等支払報告書で報告された者		
記録情報の収集方法	税務署への確定申告書、本人からの住民税申告書、地方税法第317条の6第1項の規定による給与支払報告書、地方税法第317条の6第4項の規定による公的年金等支払報告書		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む		
記録情報の経常的提供先	無		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名 称: 日高川町役場 総務課 所在地: 和歌山県日高郡日高川町土生160番地		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
備 考			

個人情報ファイル簿

		番号	9
個人情報ファイルの名称	軽自動車税システム		
実施機関の名称	日高川町		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務課		
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車等の所有者や使用者等を記録し、軽自動車税の賦課・更正や証明書発行等適正な事務を執行するために利用する		
記録項目	氏名、住所、生年月日、標識番号、車両情報、課税状況、納税状況		
記録範囲	軽自動車等を所有又は使用するために標識番号を登録された者		
記録情報の収集方法	本人から提出された原動機付自転車等標識交付申請書(標識返納書)及び軽自動車検査協会への軽自動車税申告書		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む		
記録情報の経常的提供先	無		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名 称: 日高川町役場 総務課 所在地: 和歌山県日高郡日高川町土生160番地		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
備 考			

個人情報ファイル簿

番号

10

個人情報ファイルの名称	固定資産税システム	
実施機関の名称	日高川町	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務課	
個人情報ファイルの利用目的	町内にある土地、家屋、償却資産の所有者を把握し、固定資産税の賦課・更生や証明書発行等適正な事務を執行するために利用する	
記録項目	個人番号、氏名、住所、生年月日、生活保護、資産状況、課税状況	
記録範囲	町内に有する土地、家屋、償却資産の所有者	
記録情報の収集方法	地方税法第382条第1項の規定による登記所からの通知、同法第383条の規定による償却資産の申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名 称: 日高川町役場 総務課 所在地: 和歌山県日高郡日高川町土生160番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☐ 政令第21条第7項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

個人情報ファイル簿

		番号	11
個人情報ファイルの名称	国民健康保険税システム		
実施機関の名称	日高川町		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務課		
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険税賦課業務を行うため		
記録項目	個人番号、氏名、住所、被保険者証番号、生年月日、性別、所得情報、固定資産税額情報		
記録範囲	国民健康保険被保険者		
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、住民税個人課税台帳、土地・家屋課税台帳		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	無		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名 称: 日高川町役場 総務課 所在地: 和歌山県日高郡日高川町土生160番地		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☐ 政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
備 考			

個人情報ファイル簿

		番号	12
個人情報ファイルの名称	収納システム		
実施機関の名称	日高川町		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務課、保健福祉課、住民課、上下水道課		
個人情報ファイルの利用目的	町税等の基礎データを基に、収納業務全般に利用する		
記録項目	氏名、住所、生年月日、課税額等、納付状況		
記録範囲	日高川町に町税等を納める義務のある者		
記録情報の収集方法	本人からの届出書等		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	無		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名 称: 日高川町役場 総務課 所在地: 和歌山県日高郡日高川町土生160番地		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☐ 政令第21条第7項に該当する ファイル ☐有 ☒無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
備 考			

個人情報ファイル簿

		番号	13
個人情報ファイルの名称	口座管理システム		
実施機関の名称	日高川町		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	税務課、保健福祉課、住民課、上下水道課		
個人情報ファイルの利用目的	町税等を口座振替により納付するために利用する		
記録項目	個人番号、氏名、住所、生年月日、口座番号		
記録範囲	日高川町に町税等を納める義務のある者		
記録情報の収集方法	本人申出		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	無		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	名 称: 日高川町役場 総務課 所在地: 和歌山県日高郡日高川町土生160番地		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☐ 政令第21条第7項に該当する ファイル ☐有 ☒無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
備 考			